

第4節 物資供給・・・避難所運営他

番号	分野	協定名称	協定先	協定の概要	締結日
1	物資供給	災害時における食糧供給に関する協定書	呉仕出し弁当組合	弁当の調製, 弁当・飲料水の配給	平成13年7月9日
2	物資供給	災害時における救援物資提供に関する協定書	広島中央ヤクルト販売株式会社	災害救援自動販売機の製品の無償提供等	平成19年9月1日
3	物資供給	災害時における食糧・生活必需品の確保に関する協定書	マックスバリュ西日本株式会社	食糧及び生活必需品の供給等	平成21年12月2日
4	物資供給	災害時における応急生活物資の供給の協力に関する協定書	生活協同組合ひろしま	食糧及び生活必需品の供給等	平成24年3月26日
5	物資供給	災害時における食糧・生活必需品の確保に関する協定書	株式会社藤三	食糧及び生活必需品の供給等	平成26年9月12日
6	物資供給	災害時における飲料供給等に関する協定書	コカ・コーラウエスト株式会社	飲料の供給・運搬	平成27年2月2日
7	物資供給	災害時における飲料供給等に関する協定書	株式会社伊藤園	飲料の供給・運搬	平成27年2月2日
8	物資供給	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター	生活・作業・飲料の供給・運搬	平成27年3月10日
9	物資供給	災害時における物資供給に関する協定書	株式会社ナフコ	生活・作業・食料・飲料の供給・運搬	令和元年5月22日

(物資供給) 締結機関連絡先一覧表

機関名	住所	担当課	電話番号	FAX番号
呉仕出し弁当組合	呉市阿賀中央3丁目2-11		0823-72-7571	
広島中央ヤクルト販売株式会社	呉市焼山北3丁目2-8	直販営業部	0823-33-0666	0823-33-0667
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南1丁目3-52	広島本社	082-535-8500 (直通 8511)	082-261-0056
	呉市広白石2丁目12番35号	広東店	0823-76-3900	0823-76-3901
生活協同組合ひろしま	広島県廿日市市大野町原1-2-10	総合企画室 統合マネジメントG	0829-50-0409	0829-50-0352
株式会社藤三	呉市広本町3丁目12-26		0823-21-4695	0823-21-4855
コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社広島中央支店	広島市中区光南6丁目3-68	コカ・コーラ ボトラーズジャパン広島中央支店	082-243-3118	082-243-3118
(株)伊藤園	広島市西区商工センター1丁目6-32		082-277-6655	

資料編（災害協定関係）

機関名	住所	担当課	電話番号	FAX番号
NPO法人コメリ災害対策センター	新潟県新潟市南区清水4501番地1	NPO法人コメリ災害対策センター事務局	025-371-4185	025-371-4151
株式会社ナフコ	福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6-10	総務部	093-521-5155	093-521-1694

1 災害時における食糧供給に関する協定書（呉仕出し弁当組合）

災害時における食糧供給に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と呉仕出し弁当組合（以下「乙」という。）とは、呉市内に災害が発生した場合における食糧の供給体制の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力）

第1条 呉市内における災害の発生により、呉市地域防災計画の食糧供給計画に基づき、弁当等食糧の配給を実施する必要があるときは、甲は乙に対して次に掲げる事項を要請し、乙は当該事項に協力するものとする。

（1）弁当の調製

（2）甲の指示する避難所等への弁当及び飲物の配給

（要請）

第2条 前条の規定による要請は、次に掲げる事項について、ファクシミリ、電話又は文書等とするものとする。

（1）弁当の調製個数及び飲物の配給個数

（2）配給の場所及び時刻

（協力の方法）

第3条 乙は、第1条の規定による甲の要請があったときは、乙のでき得る範囲において甲の指示に従い、食品衛生関係法令等に基づいて弁当調製能力の範囲内で第1条各号に掲げる協力を行うものとする。

2 乙は、弁当の調製並びに弁当及び飲物（以下「弁当等」という。）の配給に当たっては、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく適正な表示をし、清潔かつ堅固に包装しなければならない。

（協力期間）

第4条 協力の期間は、原則として、弁当等の配給開始の日から7日以内とする。ただし、期間を延長して弁当等の配給を実施する必要があるときは、甲乙が協議して協力期間を延長するものとする。

（納入の確認及び報告）

第5条 乙は、指定された避難所等に弁当等を配給したときは、納品書に避難所配置職員の確認を受け、甲に提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、前条の規定による乙の納入の報告があったときは、甲の要請に基づくものであることを確認の上、乙の協力に要した経費について負担するものとする。

（一人当たりの単価及び額の決定）

第7条 乙の協力に要した経費は、一人1日当たりの単価を根拠として算出するものとし、当該単価の額は、市場の適正な価格を考慮の上、甲乙協議して決定するものとする。

（経費の請求及び支払）

第8条 乙は、第6条の経費を甲に請求するときは、一括して請求するものとし、甲は、当該請求があった日から30日以内に乙が指定する支払先に支払うものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙それぞれ1名の連絡責任者を置き、甲にあっては市民部市民課長の職にある者を、乙にあっては理事長の職にある者を当該責任者とする。

（協力体制の整備）

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、応援体制及び情報伝達体制の整備に努めるものとする。

（通知）

第11条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定に基づいて協力できる乙の会員の名簿を毎年3月末までに、甲に提出するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（実施日）

第13条 この協定は、平成13年7月9日から実施する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成13年7月9日

甲 呉市中央4丁目1番6号
呉市
代表者 呉市長 小笠原 臣 也

乙 呉市阿賀中央3丁目2番11号
呉仕出し弁当組合
理事長 木 村 啓 壮

2 災害時における救援物資提供に関する協定書（広島中央ヤクルト販売株式会社）

災害時における救援物資提供に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と広島中央ヤクルト販売株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における救援物資提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 市内において地震、台風等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、物資の提供について要請があったときは、乙は次項の内容について協力するものとする。

2 乙は、甲から要請があった場合は、甲所有の施設又は敷地内に設置している災害救援自動販売機の機内在庫の製品を無償提供するものとする。

3 前項で定める災害救援自動販売機の設置場所は、乙が書面により甲に通知するものとし、当該自動販売機の鍵を甲に預けるものとする。

（協力の要請）

第3条 甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書（別紙様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日要請書を提出するものとする。

（管理）

第4条 災害救援自動販売機の鍵については、乙が甲に貸与し、甲が保管するものとする。

2 甲は、乙の承諾を得た後、自ら解錠するものとする。ただし、状況に応じて乙は甲の施錠を手伝うものとする。

（有効期限）

第5条 この協定の有効期限は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申出がないかぎり、同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の申出は、1か月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（実施日）

第7条 この協定は、平成19年9月1日から実施する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年9月1日

甲 呉市中央4丁目1番6号
呉市
呉市長 小村 和年

乙 呉市焼山北3丁目2番8号
広島中央ヤクルト販売株式会社
代表取締役社長 長瀬 昭範

(別記様式)

平成 年 月 日

広島中央ヤクルト販売株式会社
代表取締役社長 長瀬 昭範 様

呉市長 新原 芳明

救 援 物 資 提 供 要 請 書

災害時における救援物資提供に関する協定書第3条の規定に基づき、次のとおり物資の提供をお願いします。

提 供 場 所	解 錠 予 定 時 刻	備 考
	月 日 時 分～	

3 災害時における食糧・生活必需品の確保に関する協定書（マックスバリュ西日本株式会社）

災害時における食糧・生活必需品の確保に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、呉市内に地震・風水害による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、呉市（以下「甲」という。）とマックスバリュ西日本株式会社（以下「乙」という。）とが相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、食糧及び生活必需品（以下「食糧等」という。）の供給等の協力について必要な事項を定めるものとする。

（応援の要請）

第2条 甲は、災害時に食糧等を求める必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにした応援要請書（別記様式）をもって乙の保有する食料等の調達を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後、要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を必要とする事由
- (2) 応援を必要とする食料等の品目と数量
- (3) 引渡の方法及び引渡場所
- (4) その他必要とする事項

（食糧等供給の協力実施）

第3条 乙は、前条により甲から要請を受けたときは、保有する食料等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（食糧等）

第4条 甲が乙に要請する災害時の食糧等は、被害の状況に応じ、原則として別表に掲げる物資のうちから指定する。

（食糧等の運搬）

第5条 食糧等の引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

（食糧等の引取り）

第6条 食糧等の引渡し場所は、甲と乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等により、甲が確認の上、引き取るものとする。

（経費の負担）

第7条 第3条及び第5条により乙が供給した食料等の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の対価及び費用は、乙が保有する食料等の供給及び運搬の終了後、災害発生直前の適正価格に基づき、甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、食料等の出荷した数量等については、乙の提出する出荷確認書等により算定する。

（平常時の活動）

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第9条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡体制を定めるものとする。

（協議）

第10条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、平成21年12月2日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名・押印のうえ、各1通を保有する。

平成21年12月2日

甲 呉市中央4丁目1番6号
呉市
代表者 呉市長 小村和年

乙 姫路市北条口4丁目4番地
マックスバリュ西日本株式会社
代表取締役社長 藤本昭

別表

災害時の食糧・生活必需品

種類	物資名
食器類	紙コップ, 箸, フォーク, スプーン, 紙皿
日用品雑貨	チリ紙, ティッシュ, 石鹸, 洗濯石鹸(粉), 紙オムツ
	歯ブラシ, 歯磨き粉, 軍手, ガムテープ, 生理用品
	ウェットティッシュ, ライター (使い捨てライター等)
	マスク
光熱材料	卓上ガスコンロ, ガスボンベ, 電池, ローソク
食糧	米, パン, 牛乳, 各種缶詰, 味噌, 醤油, 砂糖, 各種野菜
	粉ミルク, インスタントラーメン, ソーセージ, ジュース
	マヨネーズ, 玉子, 菓子類, 塩, 調味料, お茶, 水

- (1) 応急食糧等はおおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。
(2) 品目は上記のほか、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

4 災害時における応急生活物資の供給の協力に関する協定書（生活協同組合ひろしま）

災害時における応急生活物資の供給の協力に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、呉市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、呉市（以下「甲」という。）と生活協同組合ひろしま（以下「乙」という。）とが相互に協力し、災害時の市民生活の早期安定を図るための応急生活物資の供給の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して第4条の規定による要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資）

第3条 甲が乙に要請する応急生活物資の品目及び品名は、別表のとおりとする。

（応急生活物資の供給の要請）

第4条 甲は、災害時において応急生活物資を必要とするときは、乙に対し、乙の保有する応急生活物資の供給について協力を要請することができる。

（乙の協力及び生活協同組合連合会との連携）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、応急生活物資の供給について優先的に行うとともに、乙が加盟する生活協同組合連合会（以下「連合会」という。）に対し、連合会が保有する応急生活物資の供給、輸送等について協力を要請し、連合会と連携して甲の要請に応えるものとする。

（要請手続）

第6条 第4条の規定による要請の手続は、応急生活物資の品名、数量、搬入場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は、電話等の方法により要請し、追って速やかに、乙に当該文書を送付するものとする。

（応急生活物資の搬入等）

第7条 応急生活物資の搬入場所は、甲が指定する場所とし、甲は、当該場所に職員を派遣して応急生活物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

2 前項の搬入場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することが困難な場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

3 甲は、前項の規定により応急生活物資を運搬する車両が優先車両として通行できるよう、関係機関へ要請するものとする。

（実施状況の報告）

第8条 乙は、甲からの要請事項を実施したときは、追って速やかに、その実施状況を品名、数量、搬入場所等を記載した文書をもって、甲に報告するものとする。

（費用負担）

第9条 第5条及び第7条の規定により乙が供給した応急生活物資の対価及び乙が行った輸送等の費用については、甲が予算の範囲内で負担するものとする。

2 前項の対価及び費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上定めるものとする。

（情報の交換）

第10条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び乙が保有する応急生活物資についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

2 乙は、連合会が保有する災害時に供給可能な応急生活物資の品目及び品名並びにその数量の適切な把握に努め、必要に応じて当該把握した内容を甲に報告するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、平成25年3月31日までとし、当該有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも文書をもってこの協定を終了する旨を通知しないときは、更に1年間更新し、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

平成24年3月26日

甲 呉市中央4丁目1番6号
呉市
代表者 呉市長 小村 和年

乙 廿日市市大野原1丁目2番10号
生活協同組合ひろしま
代表者 理事長 林 辰也

別表（第3条関係）

品目	品名
食料品	主食品、飲料、加工食品、缶詰食品、調味料その他の甲が必要とする食料品
生活必需品	食器類、はし、やかん、鍋、ラップフィルム、タオル、石けん、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、紙おむつ、生理用品、歯ブラシ、歯磨き剤、電池、ろうそく、マッチ、下着、靴下、布団、毛布その他の甲が必要とする生活必需品

第1号様式（第6条関係）

指令第 号
年 月 日

生活協同組合ひろしま 様

〇〇市 長

応急生活物資の供給・輸送業務等要請書

「災害時における応急生活物資供給の協力に関する協定書」に基づき、災害応急対策に対する物資の供給協力について、下記のとおり要請します。

記

納入又は引渡し又は品目・数量	食料品	品 名	数 量
納入又は引渡し又は品目・数量	生活必需品	品 名	数 量
納入又は引渡日時	納入・引渡し 年 月 日 時		
納入又は引渡場所	納入・引渡し（場所 ）		
そ の 他			

第2号様式（第10条関係）

災害時における応急生活物資供給の協力に関する協定書
連絡先報告書

災害時における応急生活物資供給の協力に関する協定書について、下記のとおり連絡先等について報告します。

記

順位	担 当 等	電 話	ファックス
1			
2			
3			

以上

年 月 日

様

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

呉市長様

生活協同組合ひろしま

応急生活物資の供給・輸送業務等報告書

「災害時における応急生活物資供給の協力に関する協定書」に基づき、災害応急対策に対する物資の供給協力について、下記のとおり報告します。

記

納入又は引渡し又は品目・数量	食料品	品名	数量
納入又は引渡し又は品目・数量	生活必需品	品名	数量
納入又は引渡日時	納入・引渡し 年 月 日 時		
納入又は引渡場所	納入・引渡し（場所）		
その他			

5 災害時における食料・生活必需品の確保に関する協定書（株式会社藤三）

災害時における食料・生活必需品の確保に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、呉市内に地震・台風等による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、呉市（以下「甲」という。）と株式会社藤三（以下「乙」という。）とが相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、食料及び生活必需品（以下「食料等」という。）の供給等を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

（応援の要請）

第2条 甲は、災害時に食料等を求める必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにした応援要請書（別記様式）をもって乙の保有する食料等の調達を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後、当該要請書を提出するものとする。

（1）災害の状況及び応援を必要とする事由

（2）応援を必要とする食料等の品目と数量

（3）引渡し方法及び引渡し場所

（4）その他必要とする事項

（食料等供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有する食料等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（食料等）

第4条 甲が乙に要請する災害時の食料等は、被害の状況に応じ、原則として別表に掲げるものうちから指定する。

（食料等の運搬）

第5条 食料等の引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

（食料等の引取り）

第6条 食料等の引渡し場所は、甲及び乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等により、甲が確認の上、引き取るものとする。

（経費の負担）

第7条 第3条及び第5条の規定により乙が供給した食料等の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の対価及び費用は、乙が保有する食料等の供給及び運搬の終了後、災害発生直前の適正価格に基づき、甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、食料等の出荷した数量等については、乙の提出する納品書等により算定する。

（平常時の活動）

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、災害時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第9条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡体制を定めるものとする。

（協議）

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、平成26年9月12日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名・押印の上、各自1通を所持する。

平成26年9月12日

甲 呉市中央4丁目1番6号
呉市
代表者 呉市長 小村 和年

乙 呉市広本町3丁目12番26号
株式会社藤三
代表者 代表取締役社長 藤村 重造

6 災害時における飲料供給等に関する協定書（コカ・コーラウエスト株式会社）

災害時における飲料供給等に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）とコカ・コーラウエスト株式会社（以下「乙」という。）は、呉市内において地震・台風等による災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における飲料供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の協力を得て、被災者等に対して、より速やかにかつ円滑に飲料の供給ができるようにすることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に飲料を必要とする場合は、応援要請書（別記様式）をもって、乙に対して飲料の供給を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は、電話等により要請し、事後速やかに応援要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有する飲料の供給及び運搬について協力するものとする。

（飲料の運搬）

第4条 飲料の引渡しまでの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

（飲料の引取り）

第5条 飲料の引渡し場所は、甲と乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書により、甲が確認の上、引き取るものとする。

（経費の負担）

第6条 第3条及び第4条の規定により乙が供給した飲料の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の対価及び費用は、乙が保有する飲料の供給及び運搬の終了後、災害発生直前の適正価格に基づき、甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、出荷した飲料の数量等については、乙の提出する納品書により確認する。

（平常時の活動）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、災害時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡体制を定めるものとする。

（協議）

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（有効期限）

第10条 この協定は、平成27年2月2日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本通2通を作成し、甲乙記名・押印の上、各自1通を所持する。

平成27年2月2日

甲 呉市中央4丁目1番6号
呉市
代表者 呉市長 小村 和年

乙 福岡市東区箱崎七丁目9番66号
コカ・コーラウエスト株式会社
代表者 代表取締役社長 吉松 民雄

7 災害時における飲料供給等に関する協定書（株式会社伊藤園）

災害時における飲料供給等に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、呉市内において地震・台風等による災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における飲料供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の協力を得て、被災者等に対して、より速やかにかつ円滑に飲料の供給ができるようにすることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に飲料を必要とする場合は、応援要請書（別記様式）をもって、乙に対して飲料の供給を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は、電話等により要請し、事後速やかに応援要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、乙の担当営業拠点で保有する飲料の供給及び運搬について協力するものとする。

なお、乙は、甲の要請に協力しないことができる。この場合においては、乙は、この協定違反等の責任を負わない。

（飲料の運搬）

第4条 飲料の引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

（飲料の引取り）

第5条 飲料の引渡し場所は、甲と乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書により、甲が確認の上、引き取るものとする。

（経費の負担）

第6条 第3条及び第4条の規定により乙が供給した飲料の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の対価及び費用は、乙が保有する飲料の供給及び運搬の終了後、災害発生直前の適正価格に基づき、甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、出荷した飲料の数量等については、乙の提出する納品書により確認する。

（平常時の活動）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、災害時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡体制を定めるものとする。

（協議）

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（有効期限）

第10条 この協定は、平成27年2月2日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本通2通を作成し、甲乙記名・押印の上、各自1通を所持する。

平成27年2月2日

甲 呉市中央4丁目1番6号
呉市
代表者 呉市長 小村 和年

乙 東京都渋谷区本町3丁目47番10号
株式会社伊藤園
代表者 代表取締役社長 本庄 大介

8 災害時における物資供給に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策センター）

災害時における物資供給に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、呉市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（供給等の協力要請）

第2条 甲は、災害時に物資の調達を求めると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 第2条の規定による要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の供給の協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、当該引渡場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第7条 第5条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正価格に基づき、甲と乙が協議の上定めるものとする。

（費用の支払）

第8条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第9条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名・押印の上、各自1通を所持する。

平成27年3月10日

甲 呉市中央4丁目1番6号
呉市
代表者 呉市長 小村 和年

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人コメリ災害対策センター
代表者 理事長 捧 雄一郎

別表（第3条関係）

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート，標識ロープ，ヘルメット，防塵マスク，簡易マスク，長靴，軍手，ゴム手袋，革手袋，雨具，土のう袋，ガラ袋，スコップ，ホースリール
日用品等	毛布，タオル，割箸，使い捨て食器，ポリ袋，ホイル，ラップ，ウェットティッシュ，マスク，使い捨て衛生用ポリ手袋，バケツ，水モップ，デッキブラシ，雑巾，簡易ライター，使い捨て懐炉
水関係	飲料水（ペットボトル），生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ，木炭，木炭コンロ
電気用品等	投光器，懐中電灯，乾電池，カセットこんろ，カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

9 災害時における物資供給に関する協定書（株式会社ナフコ）

災害時における物資供給に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、呉市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（供給等の協力要請）

第2条 甲は、災害時に物資の調達を求めると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 第2条の規定による要請は、応援要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は、電話等により要請し、その後速やかに当該要請書を提出するものとする。

（物資の供給の協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、当該引渡場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する際に使用する車両が優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第7条 第5条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正価格に基づき、甲と乙が協議の上定めるものとする。

（費用の支払）

第8条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（連絡体制）

第9条 甲及び乙は、災害時における被災者支援に支障のないよう連絡体制を定め、連絡体制報告書（様式第2号）により互いに報告するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者が押印の上、各自その1通を所持する。

令和元年5月22日

甲 呉市中央4丁目1番6号
呉市
代表者 呉市長 新原 芳明

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号
株式会社ナフコ
代表者 代表取締役 石田 卓巳

別表（第3条関係）

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、土のう袋、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、革手袋、雨具、ガラ袋
工具・資機材	スコップ、つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、くわ、チェーンソー、バケツ、電動ハンマードリル、発電機、燃料携行缶、延長コード、ホースリール、投光器
食料・飲料水	即席麺、缶詰、飲料水（ペットボトル）
生活用品	毛布、タオル、下着、紙おむつ（大人用・子供用）、ちり紙、ウェットティッシュ、ボディタオル、食器、割り箸、ポリ袋、マッチ、ライター、ローソク、懐中電灯、乾電池、雑巾、携帯トイレ、ポリタンク
調理用品	鍋、やかん、カセットコンロ、カセットボンベ
冷暖房機器等	扇風機、スポットクーラー、石油ストーブ、湯たんぽ、使い捨てカイロ、木炭、木炭コンロ

（ 空 白 ）